令和７年度　井郷・石野・猿投・猿投台・保見地域　募集要項

令和7年度　地域の活動を応援します！

わくわく事業補助金

わくわく事業は、地域資源（人材・文化・自然など）を活用して、「地域課題の解決」や「地域の活性化」に取り組んでいる団体の事業を支援する制度です。「自分たちのまち」を「自分たちの手」で「もっと住みよく魅力あるまち」にするために活動を始めてみませんか。

募　集　期　間

令和６年12月９日（月）～令和７年１月20日（月）

＜窓口受付時間＞午前８時３０分～午後４時３０分

（期間内の土日祝、12月29日～1月３日は除く）

※募集期間前でも事前相談をお受けします。お気軽にお問合せください。

【変更点】

1　令和６年度からの**継続事業**で補助申請額が事業費の**９０％以内の事業は、書類審査の結果によりヒアリング審査が免除**になります。

2　令和７年度申請書の**書式を変更**しております。
令和６年度の申請書を使用することのないよう注意してください。

3　令和７年度申請書**添付書類が追加**されています。
（８）**その他活動場所の地図や写真等、申請者が事業内容等を補足する上で必要な資料**

【注意点】

1　**補助率は、原則９０％以内**とします。
※特例として全額補助が認められる場合があります。

2　**全額補助対象となりうる事業は「特に公共性・公益性の高い、本来であれば市が行うべき事業」**に限られます。
例：道路等公共的な場所にあり、通行の妨げになっている樹木の伐採、草刈りなど

１　対象団体（次の要件を全て満たす団体）

（１）５人以上で組織された団体

（２）活動が地域の多数の住民に支持されると認められる団体

（３）政治活動、宗教活動又は営利活動を目的としていない団体

（４）暴力団でない団体、暴力団員が役員となっていない団体かつ暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しない団体

２　対象事業

交付決定日から翌年の３月３１日までに完了する事業で、**地域の課題解決又は活性化に資する**次のいずれかに該当する事業が対象です。

＜対象事業＞

（１）保健、医療又は福祉を通して地域づくりを推進する事業

（２）地域の伝統、文化、郷土芸能又はスポーツを通して地域づくりを推進する事業

（３）安全で安心な地域づくりを推進するための事業

（４）地域の生活環境の改善、景観づくり又は自然環境保全を図る事業

（５）子どもの健全育成を通して地域づくりを推進する事業

（６）地域の特性を生かした産業振興のための事業

（７）地域づくりに有効な助言又は提案を受けるための事業

（８）その他個性豊かで活力ある、住みよい地域社会を構築するための事業

＜対象外事業＞

（１）豊田市又は豊田市の外郭団体で実施している他の助成制度の補助を受けている事業

（２）趣味的活動を目的とする事業

（３）特定の人又は団体の利益を目的とする事業

（４）政治活動又は宗教活動を目的とする事業

（５）暴力団関係者を利する事業

（６）その他市長が適当でないと認めた事業

3　補助の内容・補助金額など

＜対象となる経費＞

補助事業の目的を達成するために直接必要な経費

（具体的な補助対象経費は、次ページ「わくわく事業予算科目表」を参照）

＜対象外の経費＞

（1）団体の経常的な活動に要する経費
（団体の事務所等を維持するための経費を含む）

（2）特定の個人又は団体の受益にとどまる経費

（3）その他市長が適当でないと認めた経費

＜補助金限度額＞

１団体への補助金交付額は、**原則として 100 万円を上限**とします。

以下の条件を全て満たしている団体は、特例として１００万円を超えた額を申請できます。

（ア）申請内容に関する活動が、15 年以上継続していること

（イ）申請内容に関する活動について、国・県・市等の表彰を受けていること

＜補助率＞

補助率は、原則９０％以内とします。

※特例として全額補助が認められる場合があります。全額補助対象となりうる事業は

「**特に公共性・公益性の高い、本来であれば市が行うべき事業**」に限られます。

例：道路等公共的な場所にあり、通行の妨げになっている樹木の伐採、草刈りなど

＜その他＞

・事業実施するにあたり、法令上の手続きや認可が必要な場合があります。
必ず団体の責任において事前に関係機関に確認し、必要に応じて手続きを行い、法令等に抵触しないようにしてください。

例：公園に看板を設置する場合　・・・公園緑地つかう課
市道上で行う行為（花壇整備を含む）　・・・土木管理課
文化財指定地の環境整備を行う場合　・・・文化財課

・事業を実施する際は、チラシや掲示物等にわくわく事業で実施している旨の表示をしてください。

４　審査会（補助金交付の適否、補助金額及び付すべき条件について審査します。）

＜審査会＞　※応募団体数が多い場合は、変更する場合があります。

地　域	と　き	ところ
井　郷	令和７年３月　５日（水）午後　予定	猿投コミュニティセンター　２階　大会議室
石　野	令和７年２月２５日（火）午後　予定	石野交流館　１階　多目的ホール
猿　投	令和７年３月　６日（木）午後　予定	猿投北交流館　１階　多目的ホール
猿投台	令和７年２月２８日（金）午後　予定	猿投台交流館　１階　多目的ホール
保　見	令和７年２月２６日（水）午後　予定	保見交流館　１階　多目的ホール
方　法	・ヒアリングによる審査（審査員との質疑応答）。 ・審査対象となる、わくわく事業団体は、出席してください。	

◆ヒアリング審査◆

時　間：１団体　**１０分**程度（質疑応答含む）

内　容：審査員へ事業内容を簡潔に説明していただいた後、ヒアリングを行います。

審査員：わくわく事業団体から選出された者（各団体１名）と猿投支所職員

※わくわく事業団体が審査に必要な数を満たさない場合は、支所が選任する地域審査員を加えて審査を行います。

変更点：前年度からの継続事業で補助申請額が事業費の９０％以内の事業は、書類審査の結果により、ヒアリング審査が免除されます。

＜評価項目＞

１　補助事業評価

（１）公共性・公益性（地域貢献性）	**次の２点を全て満たすこと**
公共性	① 一般に開かれた活動であり、参加を希望する人が誰でもいつでも参加することができる活動であるか。 ② 参加するにあたり特別な条件を必要とせず、「参加の機会」や「成果の活用」について誰でもアクセスでき、利用することが可能であること。
公益性	事業の目的が地域住民に広く利益をもたらすものであること（構成員相互の利益に関するものや、特定の個人又は団体の利益に寄与することを主たる目的としないもの。）

（２）実現性・妥当性	**次の３点を全て満たすこと**
① 無理のない事業計画、実施体制が十分に検討されていること ② 収支計画が適切であり、無理のない計画であること ③ 関係機関や団体等との協議等がされていること、もしくは協議等の予定があること	

（３）発展性・将来性	**次のいずれかを満たすこと**
① 新しい活動展開の可能性があること ② 団体の活動により、住みよい地域となることが期待できること（次年度以降の可能性） ③ 地域活動の担い手の育成につながっていくと期待できること	

2　補助金額適正評価

・費用対効果を考慮して、補助金額をどこまで認めるか評価します。

・「減額が必要である」と判断した審査員がいる場合は、審査後の協議にて減額等の必要性について確認します。

＜その他＞

審査方法、審査時間等の詳細等については、申請団体に後日通知します。

5　わくわく事業の流れ

	【全体の流れ】	【団体が行う事】
１２月９日～１月２０日	事業の申請	●申請書類を活動する地域の支所へ提出
２月２５日～３月６日	公開審査会	**●ヒアリングによる審査（他団体の審査も行う） ※前年度からの継続事業で補助申請額が事業費の９０％以内の事業は、書類審査の結果によりヒアリング審査が免除されます。**
４月１日～	交 付 決 定	●交付決定通知書を受け取る。
４月１日～翌年３月３１日	事業の実施	●事業計画に沿って事業を実施
	実 績 報 告	●事業終了後、３０日以内又は翌年度４月１０日のいずれか早い期日までに実績報告書を提出
	補助金支払	●額の確定通知を受け取る。請求に基づき市は補助金を支払う。 ※必要があれば先に補助金を支払うことも可能
翌年３月上旬（予定）	実績発表	●実績発表会等で活動の成果を発表する ※別途通知

６　応募方法

下記の必要書類を、募集期間内に豊田市役所　猿投支所　地域振興担当へ提出してください。

また、あいち電子申請・届出システムでも申請できます。

（１）わくわく事業補助金交付申請書
（２）補助申請事業概要
（３）年間活動計画書
（４）予算書
（５）会員名簿
（６）団体の規約・会則（団体で規約や会則を定めている場合のみ提出）
（７）見積書（委託料・工事請負費・修繕料・備品購入費のみ。
「令和７年度わくわく事業予算科目表」参照）
（８）その他活動場所の地図や写真等、申請者が事業内容等を補足する上で必要な資料
（９）わくわく事業補助金審査会団体選出審査員報告書

上記の必要書類のうち(１)～(４)、(９) の様式は、猿投支所にてお渡しします。
また、豊田市ホームページからもダウンロードできます。

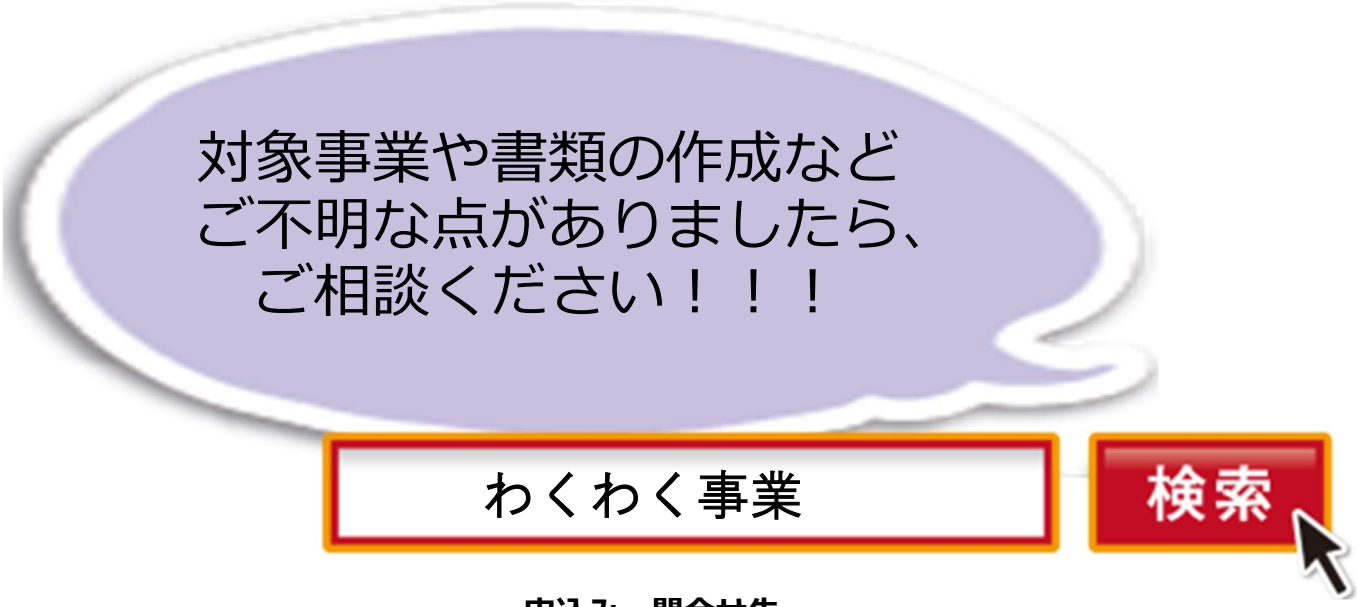

申込み・問合せ先
豊田市役所　猿投支所　地域振興担当
電　話：0565-45-1214　ＦＡＸ：0565-45-4824
Ｅ-mail：sanage-shisho@city.toyota.aichi.jp

<わくわく事業　予算科目表>

科　　目	説　　明	具体例
報　償　費	講師謝礼、出演料、講師の旅費のみ 【補助金額上限：１人につき１回１０万円（旅費は除く)】 (注)会員が講師、出演者の場合は補助対象外 (注)源泉徴収が必要な場合があります。詳細は税務署で確認してください。	
旅　　費	公共交通機関を利用する場合＝実費額 自家用車を使用する場合　　＝３０円／ｋｍ（運行距離で算定） (注)事業のための必要性が十分説明できない経費は補助対象外	
消耗品費	使用することで劣化しやすいもの、長期間の保存に耐えないものなどを購入する経費 備品購入費との区別 単品の購入予定価格が２０，０００円を超える物品は備品	・事務用品 ・肥料 ・種苗、花
燃　料　費	工具・器具・備品などの燃料費	
食　糧　費	団体の会員への作業時及び会議時の飲料水・お茶などの経費 (注)それ以外の食糧費は補助対象外（アルコールも補助対象外） 賄材料費との区別　そのまま飲めるものは食糧費とします。	・缶、瓶、ペットボトルの飲み物
印刷製本費	パンフレットや写真などの印刷及び製本を依頼するための経費 (注)記念誌などの単価が高額な冊子を作成する場合は補助率９割超の申請はできません (注)イベントにおけるチラシなど無料の配布物は 『税込単価　１００円／１部　以下』	
修　繕　料 **<見積必要>**	工具・器具・備品などの本体の(原状復旧を目的とする)修繕、部品の取替えのための経費	
賄材料費	地域全体のイベント開催などで、調理を必要とする野菜、肉などの材料購入に要する経費 (注)団体の会員のみが食事をするための経費は補助対象外 食糧費との区別そのまま飲食できないものは賄材料費とします。	・果物、野菜 ・来客用の煎茶、抹茶
通信運搬費	郵便料金(切手、ハガキ)などの経費 (注)団体の経常的な活動に要する経費（例えば会の連絡用の郵便など）は補助対象外。ただし、地域に広く募集する講座申込やお助け隊への依頼受付のような事業に必須の電話料金は対象とします。	
手　数　料	器具の研磨、高木剪定、団体管理の衣装などのクリーニング代、検便などの経費	

科　　目	説　　明	具体例
筆耕翻訳料	通訳、翻訳に必要な経費 (注)会員が通訳や翻訳をする場合は補助対象外	
保　険　料	ボランティア保険、レクリエーション保険などの経費 (注)事業に必要最小限のものに限られます。	
委　託　料 **＜見積必要＞**	調査、計画策定、会場設営、システム開発などの経費 (注)住民の活動・役割がない丸投げのような委託は認められません。事業の成果を全うするために、専門的な技術や知識を有する者に委託が必要な場合に限られます。	
使　用　料	会場使用料（交流館を含む）、バス借上料、有料駐車場料、有料道路料、入場料、重機借上料(オペレーター含む)、機械等の借上げ及び施設、物品等を使用する経費	
工事請負費 **＜見積必要＞**	工作物等の設置、移転、撤去の経費 (注)住民の活動・役割がない丸投げの工事は認められません。事業の成果を全うするために、専門的な技術や知識を有する者に工事依頼を行う必要のある場合に限られます。	
原材料費	工事、作業、工作などのために必要な材料・物品を購入するための経費（例 花壇を設置するために必要な間伐材などの購入経費）	・砂、土 ・セメント ・ブロック ・間伐材
備品購入費 **＜見積必要＞**	比較的長期間にわたって使用できる物品の経費 (注)補助率９割超の申請はできません。 自治区関連の市民団体が自治区行事に使用する備品を購入するための経費については、５割以内となります。 消耗品費との区別 単品の購入予定価格が２０，０００円を超える物は備品	
負　担　金	活動推進のため行う視察で、訪問先に支払う負担金や研修会等の参加負担金	

その他の補助対象とならないもの

①趣味的活動を目的とする事業、特定の人や団体の利益を目的とする事業のための経費
②団体の経常的な活動に要する経費（団体の事務所等を維持するための経費を含む）
③国・県・市等の他の補助金等で賄われている経費
④その他市長が適当でないと認めた経費

見積書の添付について

科目	同一業者からの見積合計額 ※１	見積業者必要数
委託料 工事請負費	５０万円未満	１者
	５０万円以上	**２者 ※２**
修繕料 備品購入費	２万円以上１０万円未満	１者
	１０万円以上	**２者 ※２**

※１　見積書の「合計金額」…商品の単価ではなく、同じ業者に発注する場合の消費税込み合計金額を指します。

※２　２者の見積書を比較し、安い方の価格で申請します。